

1. 沿革

- 昭和43年に制定された消費者保護基本法において地方公共団体の消費者行政に関する事務が明文化され、翌年の地方自治法の改正により「消費者の保護」が地方公共団体の事務として規定。その後、平成12年の地方自治法の改正により、自治事務として位置付け。
- 消費者庁創設時(2009年)に、消費者安全法で事務を明記。また、交付金等を通じて消費生活センターの設置等を支援。

2. 主な事務

○消費生活相談・あっせん・情報収集と住民への提供等(消費者安全法第8条)

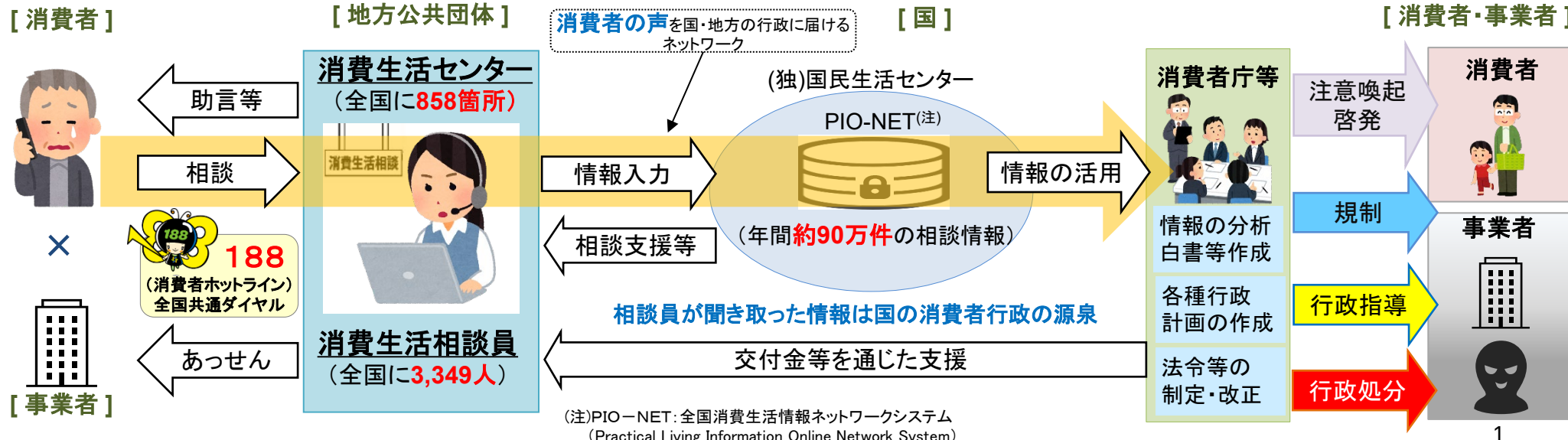
- ・消費生活センター(消費者安全法第10条・11条): **858箇所**〔都道府県(必置) 84箇所、市町村等(努力義務) 774箇所〕
- ・消費生活相談員(消費者安全法第10条の2): **3,349名**〔都道府県:588名、市町村:2,761名〕
- 年間約**90万件**の相談情報を集約(契約購入金額**4,163億円**(令和5年))(うち、消費者安全法第12条に基づく情報通知 年間約1.5万件)

○見守りネットワークの設置等(消費者安全法) … 高齢者・障がい者等の配慮を要する消費者の消費者被害の防止・救済を目的

○消費者教育・啓発(消費者教育推進法) ○事業者指導・法執行等(特定商取引法、景品表示法等) … 都道府県を中心に実施

3. 国と地方の関係

消費者庁は地方支分部局を持たず、自治体等とのネットワークを通じ消費者問題の実情把握を行い、政策を企画・立案し、執行
 → **地方消費者行政の充実、地域住民のみならず、国の消費者行政の充実、すなわち消費者全体の安全・安心のためにも不可欠**

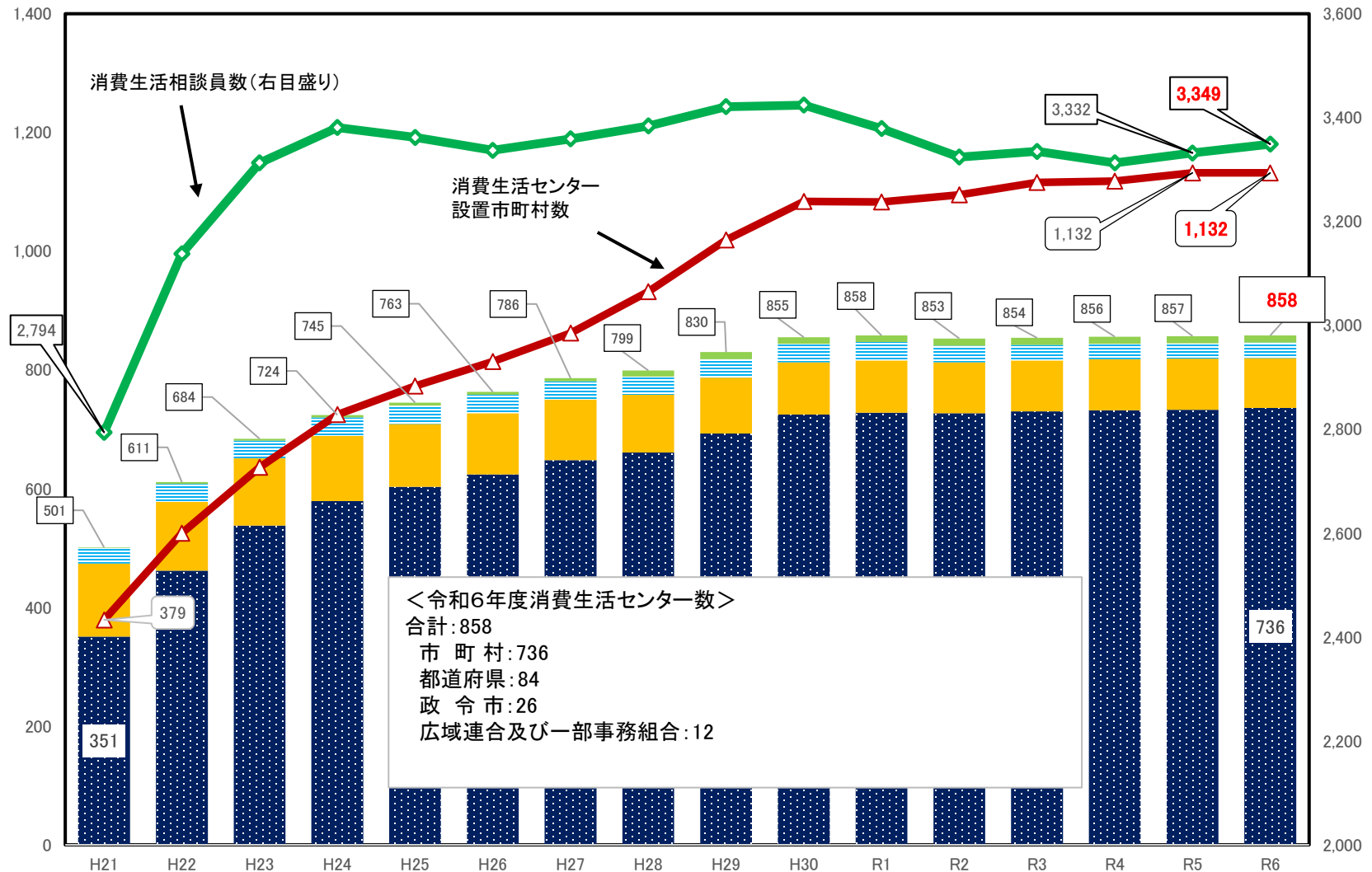


消費生活センター・相談員（令和6年度「地方消費者行政の現況調査」結果）

- 消費生活センター数は、前年度から1増加し858。センター設置市町村数は前年度同の1,132（設置率65.8%）。
- 消費生活相談員は前年度から17人増加。

（自治体）

（人）

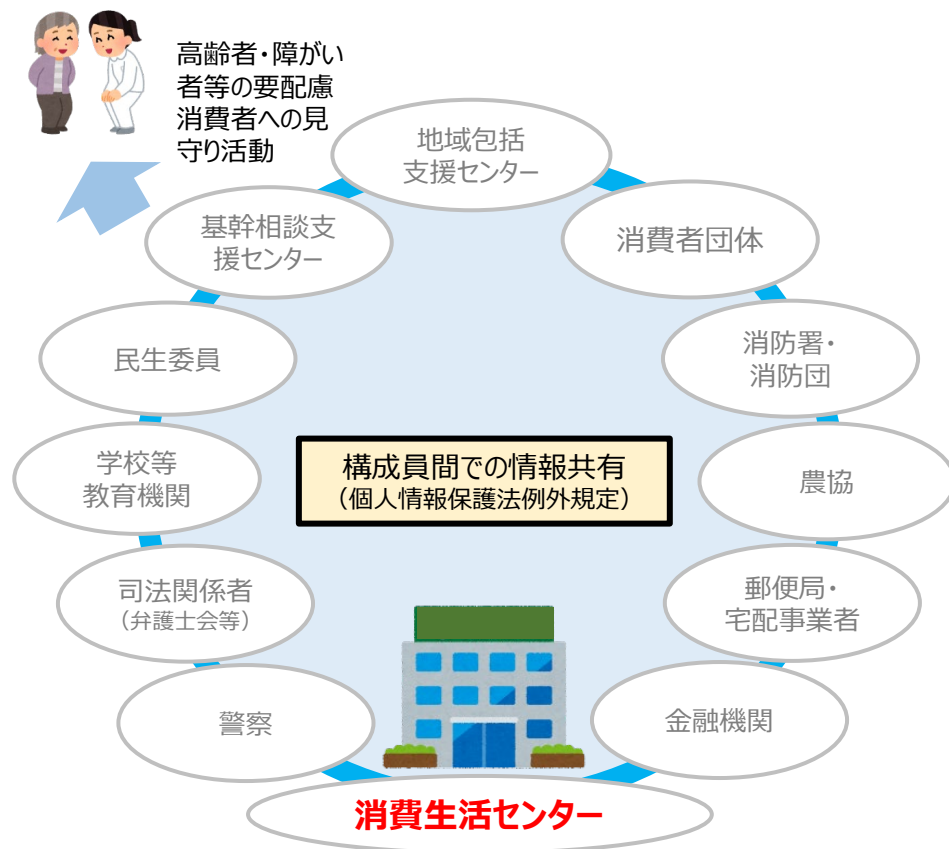


高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者に対する地域における見守り活動

高齢化、独居化の更なる進展等に伴い、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけでなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。

地域における見守りネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)

3つの主な機能



1. 消費者に情報を届け、注意を呼びかける

ex. 民生委員による地域の訪問時、自治会・町内会の集会、介護サービス利用時・検診時に一言
出前講座の実施、消費者教育の実施

2. それぞれの活動の中で、消費者の異変に気づき、

ex. 介護ヘルパー・保健師の訪問時、民生委員の訪問時・・・
ATMでの出金時、コンビニでの支払時、宅配時・・・

3. 異変に気づいた場合は、専門相談窓口 (消費生活センター) につなぐ

・協議会の構成員間では、消費者の安全確保のために必要な情報を共有可 (個人情報保護法の例外規定)

⇒見守りリストを作成して効果的な見守り活動も可能

※更に、福祉等の他分野と有機的に連携することで、消費者被害の発見を契機とした、生活保護・成年後見・障がい者支援等の福祉的な手当て等へつながることも期待される。

⇒ 消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決へ

消費生活協力員・協力団体

消費者が安心して安全な消費生活を営める地域体制を構築するためには、**地域住民を始めとする幅広い担い手**が、消費者被害の防止等の活動（見守り活動、相談窓口の周知、注意喚起等）に取り組むことが有効。消費生活協力員・協力団体は、そうした活動を担う者を地方自治体が委嘱するもの。

【消費者生活協力員・協力団体を委嘱する意義】

①消費生活協力団体等が見守り活動を行う中で消費者被害を発見した場合、消費者安全法に基づき、この情報を消費生活センターに提供することができるため、**必要な情報が地方公共団体に円滑に提供される**ようになることが期待される。

②地域における活動（見守り活動、注意喚起等）に制度的な裏付けが与えられることにより、**地域住民の認識度や信頼性が高まり**、より一層、充実した活動が行われるようになることが期待される。



注）消費生活協力団体等は、地域協議会の構成員となることを想定しているが、**地域協議会とは別個の制度**であることから、地域協議会を設置していない地方公共団体が消費生活協力団体を委嘱することも可能である。